

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 中国四国地方年金記録訂正審議会

### 平成29年8月28日答申分

#### ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600177 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700016 号

## 第1 結論

請求者のA社における共済組合員としての取得年月日を昭和 53 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 9 月 1 日に訂正し、同年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 13 万 7,721 円とすることが必要である。

昭和 53 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録及び厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 54 年 6 月 1 日まで

私は、A社において、昭和 53 年 1 月から同年 7 月までは B 地区に、同年 7 月から昭和 54 年 5 月までは C 地区に勤務していたが、請求期間に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A社に雇用されていたことが確認できる。

また、A社において、請求者と同様に昭和 53 年 1 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失している 14 名のうち、雇用保険の記録が確認できた 13 名の離職年月日は同年 8 月 31 日であり、請求者の離職年月日と同日であることが確認できる。

さらに、上記 14 名のうち、現在、D 共済組合に記録が移管されている 1 名を除く 13 名は、昭和 53 年 4 月 1 日に E 共済組合（現在は、F 共済組合）の組合員資格を取得していることが確認できるところ、当該 13 名のうち回答のあった 9 名全員が同日から準職員又は職員となったとしている上、当該 9 名のうち請求者を記憶している同僚は、請求者も同日に準職員となった旨を陳述している。

加えて、F 共済組合は、年度の途中で採用された場合、最初は臨時雇用員として

雇用され、その後準職員となり、数か月後に職員となると陳述しているところ、複数の同僚が半年程度で準職員から職員になった旨を回答している上、請求期間当時は公共企業体職員等共済組合法（昭和 31 年法律第 134 号）により、A 社の職員及び準職員は E 共済組合の組合員となり、組合員は雇用保険が適用とならないとしているが、上記の雇用保険の記録が確認できた 13 名は、E 共済組合の組合員期間であっても雇用保険に加入していることから、A 社では、準職員を雇用保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間において、E 共済組合の組合員であったことが認められる。

また、共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日を昭和 53 年 4 月 1 日に、資格喪失年月日を同年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、同条に基づき、昭和 53 年 4 月の請求者の準職員としての基本賃金 8 万 6,100 円により標準報酬月額を計算すると、標準報酬月額は 13 万 7,721 円となることから、請求者の同年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、13 万 7,721 円とすることが必要である。

2 一方、請求期間のうち、昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 6 月 1 日までの期間については、上述のとおり A 社に係る雇用保険の離職年月日は昭和 53 年 8 月 31 日となっている上、A 社職員の履歴管理をしている G 団体及び H 社は、請求者に係る資料が無く、在籍期間及び俸給等の詳細は不明である旨を回答しており、請求者の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

また、上記 1 の請求者を記憶する同僚は、昭和 53 年 9 月頃まで B 地区において請求者と一緒に勤務していたが、その後、当該同僚自身が異動となったことから、請求者が退職した時期は分からぬ旨を陳述しており、ほかに同僚から請求者の勤務期間等について具体的な陳述は得られない。

さらに、臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日付け総裁達第 435 号）により、請求期間当時、各事業所を適用事業所とする厚生年金保険の対象とされていたのは臨時雇用員及び試用員等であり、請求者は、上記 1 のとおり昭和 53 年 4 月 1 日から準職員となったと認められることから、同日で厚生年金保険の対象ではなくなったものと考えられる。

このほか、請求者は、請求期間のうち昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間において請求者

が共済組合員であったこと、及び請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 6 月 1 日までの期間において、請求者が共済組合員であること、若しくは事業主により、請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700001 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700008 号

## 第1 結論

昭和 49 年 7 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 27 年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 49 年 7 月から昭和 50 年 3 月まで

請求期間について、A 市において自治会の集金により国民年金保険料を納付したはずなのに、申請免除とされている。自分では免除の申請手続をした記憶がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されていることが確認でき、A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても、当該被保険者台帳と同様に申請免除期間と記録されている上、国民年金保険料が納付された記録も見当たらず、請求者の納付記録はオンライン記録と一致している。

また、改製原戸籍の附票から、請求者は昭和 49 年 8 月 20 日に B 市から A 市に転居していることが確認できるところ、両市が管理した被保険者名簿によると、請求期間直近の同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が B 市で納付された後に A 市に転入し、住所変更の手続後に免除申請が行われたことがうかがえ、請求期間の始期から保険料の免除期間とされていることから、同市において、当該期間に係る納付書の発行、又は請求者が主張する納付組織を通じて納付していたとは考え難く、当該期間の保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、「昭和 49 年 7 月頃に B 市から A 市に引っ越し、同月末頃には同市内で再就職していたので、請求期間当時は収入があり、免除申請手続をする理由がない。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録から、請求者が A 市において勤務したと考えられる事業所において昭和 50 年 9 月 1 日から昭和 54 年 2 月 28 日まで雇用保険に加入していることが確認できるものの、請求期間に係る雇用保険の加

入記録は見当たらない。

加えて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与したとする請求者の母親について、請求者は、母親は高齢であり、請求期間当時の状況等の記憶も明確でない旨を陳述しており、当該期間における免除申請手続及び保険料納付について母親に聴取することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700014 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700014 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 27 年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成 18 年 12 月 25 日

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間について賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うのに、当該賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者と取引のあった金融機関から提出された請求者名義の口座に係る預金取引明細照会（流動性）によると、平成 17 年 12 月から平成 20 年 11 月までの期間においてA社から、給与の入金及びオンライン記録で確認できる賞与支払年月日（平成 19 年 7 月 13 日、同年 12 月 14 日及び平成 20 年 7 月 11 日）と同日に賞与が入金されていることは確認できるものの、平成 18 年 12 月に同社から請求期間に係る賞与が入金された記録は確認できない。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に解散し清算終了していることから、同社の代表取締役であった二人に照会したが回答を得られない上、会社分割により同社に係る事業の一部を承継したB社（現在は、C社）からは請求期間の賞与に係る資料を得ることができない。

さらに、請求期間当時、請求者の住所地があったD市は、「請求期間に係る課税関係資料については、保存年限経過のため資料は無い。」と回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、当該期間に係る保険料が事業主により賞与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、請求者に対し、A社から請求期間の賞与が支払われていた事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第1700020号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第1700015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年2月15日から昭和56年4月1日まで

私は、昭和49年3月からB社及び同社の関連会社に勤務しており、昭和53年2月から昭和56年3月までの期間については、同社からD国（現在は、E国）に所在したF社へ出向し、同国において勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る異動歴から、請求者は、請求期間において、同社C事業所に在籍し、F社に出向していたことが確認できる。

しかしながら、B社の関連会社であるA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、請求期間の直前の昭和53年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票では、昭和56年4月1日に同資格を取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、請求期間当時、A社及びB社C事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、請求者が記憶する2名を含む9名に照会したところ、9名全員から回答があり、うち複数の者は、請求者がB社を退職した上でD国の現地会社へ赴任した旨を回答している上、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は無く、A社において、離職年月日を昭和53年2月15日とする雇用保険被保険者離職票が発行されていることが確認できる。

さらに、B社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る給与の支給状況、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除は不明である旨を回答しており、請求期

間に係る厚生年金保険料の控除の有無等について確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらぬ。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700019 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700017 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 11 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 31 年 1 月 20 日まで A 事業所に勤務していましたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 29 年 5 月 1 日となっており、請求期間に係る加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が A 事業所を退職した直後に勤務の B 事業所から入手されたとする「勤務記録表」によると、前歴欄には、請求者が昭和 29 年 4 月から昭和 31 年 1 月まで A 事業所に在籍とする記載が確認できる上、請求者が前任者であったとする者の回答から判断すると、請求者は請求期間に A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、請求者は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 31 年 1 月 21 日に同資格を喪失したと記載されており、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

また、A 事業所を承継している C 事業所は、請求期間当時の資料を保管しておらず、不明である旨を回答しており、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 29 年 5 月 1 日と同日に資格取得している者は 3 名確認できるところ、請求者は、自身と A 事業所に同期入社した者はいなかった旨を陳述している上、i) 上記前任者であったとする者は、「昭和 27 年 4 月 1 日に A 事業所に入社したが、厚生年金保険には入社から 2 か月後の加入となっている。」と回答しており、当該被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日は入社から 2 か月後となっていること、ii)

別の同僚は、「昭和 26 年 8 月に A 事業所に入社し、厚生年金保険の資格取得日は数か月後で、入社日と一致していない。」と回答しており、当該同僚の資格取得日も入社から 10 か月後となっていることから判断すると、請求期間当時、A 事業所では必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が D 県保険課（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700016 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700018 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 34 年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 61 年 12 月 28 日から昭和 62 年 1 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 61 年 12 月 28 日と記録されているが、同年 12 月 31 日まで在籍していたはずなので、同年 12 月分の厚生年金保険料が納付されているのであれば、資格喪失年月日を昭和 62 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A社に昭和 56 年 12 月 1 日に雇用され、昭和 61 年 12 月 27 日に離職と記録されていることが確認できる上、同社から提出された請求者に係る退職届には、昭和 61 年 12 月 16 日付で「私儀 一身上の都合により昭和 61 年 12 月 27 日付をもちまして退職させていただきます。」と記載されており、請求者の署名及び押印が確認できる。

また、厚生年金保険法第 14 条第 2 号において、「その事業所又は船舶に使用されなくなったときに該当するに至った日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」とされており、厚生年金保険の被保険者資格は退職日の翌日に喪失するところ、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 61 年 12 月 28 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、「当社は、社会保険料を翌月控除しているが、請求者について、厚生年金保険の資格喪失月が昭和 61 年 12 月であるため、請求者に係る同年 12 月分の厚生年金保険料は納付する必要がなく、昭和 62 年 1 月支払の給与から控除していない。」と回答している。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月ま

でをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、昭和 61 年 12 月は、請求者は A 社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月であり、当該月の厚生年金保険料については、保険料の徴収の対象とはならないことから、厚生年金保険法の規定から被保険者期間として認めることはできない。